

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成18年 5月18日

住 所 北海道旭川市住吉4条2丁目8番13号

氏 名 旭星クリーン株式会社
代表取締役 茂田 真徳

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

旭川市長 西川 将人 印



許可の年月日	平成18年 5月19日	許可番号	旭環対指令第180038号
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	施行令第7条第7号 (廃プラスチック類の破碎施設) 施行令第7条第8号の2 (木くずの破碎施設)		
	廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		
設置場所	北海道旭川市東鷹栖東2条3丁目137番260		
処理能力	廃プラスチック類 35.67 t/日 (8時間) 木くず 27.52 t/日 (8時間)	4.46 t/時間	3.44 t/時間
許可の条件			
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当市に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		